

株式分割に関する基準日設定公告

2026 年 9 月 15 日

株主各位

東京都渋谷区代々木四丁目 31 番 8 号
日本瓦斯株式会社
代表取締役社長執行役員 柏谷邦彦

当社は、2026 年 8 月 28 日（金曜日）の取締役会において、2026 年 10 月 1 日（木曜日）をもって、当社普通株式 1 株を 3 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を 2026 年 9 月 30 日（水曜日）と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 10 月 1 日（木曜日）をもって、当社定款第 5 条を変更し、7 億 2000 万株増加して 12 億株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2026 年 11 月中旬頃にお届けご住所にお送りする予定でございます。
2. 2026 年 10 月 1 日（木曜日）付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. （1）住所変更、改姓名、単元未満株式の買取請求等の各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。

- （2）特別口座に関する各種手続きは、以下の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関：みずほ信託銀行株式会社

連絡先：東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号 電話 0120-288-324（通話料無料）

郵送先：〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部